

新潟県「介護分野の賃上げ・職場環境改善支援事業」

よくある問い合わせ (Q&A)

問1 法人ごとの申請回数に制限はあるか。

(答)

本補助金においては、申請機会が3回設けられているが、法人については各申請（第1次～第3次）ごとに申請が可能。ただし、同一法人内の各事業所については、1事業所1回のみの申請となる。

問2 第1次申請では、県から3月上旬に補助金交付予定となっており、法人・事業所側では令和7年度内に交付された補助金額以上の賃金改善等を実施するとあるが、一時金等で対応しても構わないか。

(答)

可能。(国実施要綱記載のとおり)

問3 第1次申請では交付決定が3月上旬予定とあるが、3月の給与金額反映に間に合わない。4月に金額調整し、賃上げを行うことは可能か。

(答)

不可。

第1次申請では令和7年度内に事業完了が条件となっているため、4月に賃上げを行う場合は、第2次申請もしくは第3次申請で申請すること。

なお、その場合は、各申請期間ごとに県が定める期日までに、補助金額以上の賃金改善等を実施しなければならない。

問4 申請の対象となる事業所はケアプラン連携システムへ加入しているが、相手方が加入していない等の理由により、システムを活用できていない場合であっても、要件を満たすものと判断してよいか。

(答)

「加入」が要件であるため、システムの活用可否に関わらず、要件を満たすものと判断して差し支えない。

問5 1つの事業所が1次申請で12月を基準額として補助金交付を完了後、第3次申請で過誤調整分の補助金を申請することは可能か。

(答)

不可。

月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、第3次申請時のみに反映されるため、過誤調整分を含める場合には、第3次申請において申請すること。また、第3次申請においては令和8年3月末までに生じ、令和8年4月10日までに審査支払機関（国保連合会）により受理された、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分が反映される。

なお、第1次申請及び第2次申請においては月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については反映されない。

問6 12月提供分について、全額が月遅れ請求となっている場合や返戻が発生している場合は、どのように対応すればよいか。

(答)

12月提供分について、全額が月遅れ請求となっている場合や返戻が発生している場合は、当該月の介護報酬が確定していないため、補助金算出額は0円となる。そのため、全額が月遅れ請求となっている場合や返戻が発生している場合は、第3次申請において申請すること。

なお、第1次申請において申請を行った事業所については、補助額算出の結果が0円であった場合であっても、第3次申請で改めて申請することはできない。

問7 計画書の単位数欄には処遇改善加算も含むか。

(答)

含む。

「介護報酬総単位数＝基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数」となる。

問8 サービス区分ごとに補助額が異なるが、賃上げ額はサービス区分に関わらず一律で支給しても差し支えないか。例えば、居宅介護の補助額が1万円、訪問介護の補助額を1万9千円の場合でも、いずれも1万4千円で支給するといった対応は可能か。

(答)

どちらでも可能。

ただし、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所だけに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

また、賃金改善の方法について職員に対し周知しなければならない。

問9 補助金の算出月が令和7年12月となっているが、1つの事業所における12月の総報酬が明らかに低くなっている。この事業所だけ令和8年1月を基準月としてもよいか。

(答)

令和7年12月のサービス提供分がやむを得ない事情により、他の平常月と比較して著しく低い事業者については、各事業所の判断により、令和8年1月～3月の任意の月を基準額として選択し、申請することが可能。

なお、1月～3月を基準額にする場合は第3次申請での申請となる。(第1次申請及び第2次申請は12月を基準月とする事業所が申請対象。)

問10 事業実施期間中に、同一法人内で事業所の統廃合があった場合、補助金の交付を受けられることはできるか。

(答)

統合の結果、廃止された事業所のサービスが統合後の事業所で継続されていると判断される場合、統合後の事業所に補助金を支給することが可能。その際は県に届出を提出すること。

なお、上記に該当するかの判断が必要となるため、申請前に必ず県に問い合わせること。

問 11 事業所の合併又は別法人による事業の継承の場合については、廃止前の事業所として補助金を申請し、新規に指定を受けた事業所において補助金を活用することは可能か。

(答)

当該事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると判断される場合は可能である。その際は、県に届出を行うこと。

なお、上記に該当するかの判断が必要となるため、申請前に必ず県に問い合わせること。

問 12 事業実施期間中に事業所において提供するサービスに変更があった場合、補助金対象になるのか。

(答)

サービス変更後、当該事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続していると判断される場合、変更前サービスの基準月における総報酬に対して算出された補助金額を活用することが可能。その際は県に届出を行うこと。

なお、上記に該当するかの判断が必要となるため、申請前に必ず県に問い合わせること。

問 13 休廃止を予定している事業所については、補助金の対象になるか。

(答)

本事業計画書の提出時点で休廃止することが明らかになっている事業所については、本補助金の交付対象外とする。ただし、事業計画書の提出時点では見通せなかった事情等により事業所が休廃止することになった場合については、休廃止することが明らかになった時点で速やかに県に届出を行うこと。

問 14 居宅介護支援事業所において、地域包括支援センターから介護予防ケアプランの作成等の委託を受けているが、この場合、申請はどのようにしたらよいか。

(答)

地域包括支援センターとして指定を受けている者が申請者となる。

問 15 介護総報酬額についての考え方について。

(答)

本補助金における基準額（基準月の介護総報酬額）とは、基準月において、各介護事業所番号ごとに国民健康保険団体連合会（国保連合会）へ請求した介護報酬額を指す。

問 16 職場環境改善経費については、通知において、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）に充当することはできない。」とされているが、介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費であるか否かに関わらず、介護テクノロジー等の機器購入費用に充当することはできないということか。

(答)

お見込みのとおり。

問 17 法人本部において人事部門や事業部等で勤務する職員など、直接介護業務に従事していない職員についても、補助額を原資とした賃金改善や職場環境改善の対象に含めることは可能か。

(答)

法人本部の職員であっても、補助金の対象となっている介護サービス事業所等の業務に従事していると判断できる場合には、当該補助金を原資とする賃金改善又は職場環境改善の対象に含めることができる。一方、補助金の対象となっていない介護サービス事業所等に所属する職員については、本補助金を原資とした賃金改善や職場環境改善の対象とすることはできない。